

# 太陽光発電施設を設置する皆様へお知らせです

平成24年7月の固定価格買取制度開始以降、導入が増えている太陽光発電施設に関し、周辺の良好な景観との調和を図る観点から、今般、その設置行為について、従来の一定の高さを超える場合に加えて、一定の築造面積を超える場合にも景観法に基づく届出を求めることとしました（和歌山県景観計画の一部改正）。

これに伴い、和歌山県景観計画区域内（和歌山市、田辺市、高野町及び有田川町を除く県下全域。）においては、平成29年5月8日以降、表に掲げる規模の太陽光発電施設の設置行為について、景観法に基づく届出及び景観形成基準への適合が必要となります。

## ■届出対象規模（区域区分については、和歌山県景観計画を参考にしてください。）

【和歌山県景観計画： [http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/documents/H29\\_4\\_7keikankeikaku](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/documents/H29_4_7keikankeikaku)】

区分		区域区分				
		一般区域	特定景観形成地域			左記以外
			バッファゾーン	国道168号沿道	天野集落、国道370号、480号沿道及び鉄道沿線 世界遺産を結ぶ歩行者導線	
工作物の新築、増築、改築若しくは移転等	太陽光発電施設	高さ13m超 または 築造面積 1,000㎡超（※）	全ての行為	全ての行為	高さ10m超 または 築造面積 500㎡超（※）	高さ13m超 または 築造面積 1,000㎡超（※）

（※）太陽光発電施設においては、高さは見付けの高さを、築造面積は太陽光パネル、付属施設（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積とします。

また、建築物の屋根や外壁等に設置する太陽光発電施設は、建築物の新設等として景観法に基づく届出が必要となる場合があります。

## ■太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドラインの策定

太陽光発電事業者等が景観に配慮した事業計画を策定できるよう「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン（以下「景観ガイドライン」といいます。）を策定しました。太陽光発電施設を設置する際は、景観ガイドラインに沿った計画として下さい。

【景観ガイドライン： <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/documents/taiyoukou-keikann-guideline>】

## ■その他

太陽光発電施設の設置に関し、できるだけ早い段階で事前にご相談いただくよう努めて下さい。詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

なお、和歌山市、田辺市、高野町及び有田川町につきましては、各市町の景観条例・景観計画に基づき、必要な手続を行って下さい。

## ■問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市政策課 景観・公園班

電話：073-441-3228、FAX：073-441-3232

メール：keikan@pref.wakayama.lg.jp

または、各振興局建設部へ